

鴻巣行田北本環境資源組合施設整備基本計画（案）についての 意見募集結果を公表します。

鴻巣行田北本環境資源組合施設整備基本計画（案）について、ご意見を募集したところ4名の方から31件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見の概要及び組合の考え方をお知らせいたします。

・意見募集手続結果の概要

1	意見募集期間	平成29年1月30日（月）～平成29年2月13日（月）		
2	提出者	4名		
3	意見件数	31件		
4	意見内容			
	第6章 整備する施設の規模 6.1 整備する施設の種類及び規模（7件）			
	意見等の概要	件数	組合の考え方	(案)の修正
	余熱利用施設の施設規模は未定とありますが、3市を合わせた人口は、27万余りになります。3市の市民が利用できる適切な規模の施設、及び平等な条件で利用できる施設を希望いたします。	2	余熱利用施設の施設規模、整備内容については、今後、構成市及び地元協議会などと協議する予定ですが、ご意見を参考にさせていただきます。	なし
	余熱利用施設の施設規模は未定とありますが、鴻巣市、行田市、北本市の市民が利用すると仮定するなら、人口約30万規模の利用を想定するのでしょうか。それとも周辺住民の優先利用を想定した施設とするのでしょうか。	1	余熱利用施設については、構成市民の福祉の増進を図ることを目的に整備することとしています。(80頁、9.1 エネルギー利用の基本方針) 余熱利用施設の施設規模、整備内容については、今後、構成市及び地元協議会などと協議する予定ですが、ご意見を参考にさせていただきます。	なし
	具体的な機能は今後検討予定とありますが、建設候補地の近くに公共施設としてのプールがありません。こどもから高齢者まで幅広い年代が利用できる25m温水プール、歩行用プール、子供用プールの整備を希望します。	2	余熱利用施設の施設規模、整備内容については、今後、構成市及び地元協議会などと協議する予定ですが、ご意見を参考にさせていただきます。	なし

具体的な機能は今後検討予定とありますが、鴻巣北本行田周辺では、グラウンドゴルフが盛んに行われています。余熱利用施設に芝生のグラウンドゴルフ場の併設を希望します。	2	余熱利用施設の施設規模、整備内容については、今後、構成市及び地元協議会などと協議する予定ですが、ご意見を参考にさせていただきます。	なし
第7章 ごみ処理方式 7.1 熱回収施設 (4) ごみ処理方式の評価・選定 (8件)			
意見の概要		組合の考え方	(案)の修正
基本方針1で、市民にとって安心・安全で安定した施設と明記してありますが、新聞で焼却炉や灰溶融炉、ガス化溶融炉での爆発事故や火災の記事を見たことがあります。大丈夫でしょうか。最初に、処理方式別の安全性を評価すべきではないでしょうか。事故の可能性が低いよりも安全な施設を熱望いたします。	1	ごみ処理方式については、今後、事業者を選定する段階で、技術と価格を総合的に評価していきます。	なし
個々の比較とは別に、それらを全体としてまとめた優劣の比較は行わないのでしょうか。	1	最終的なごみ処理方式の決定は、事業者が決定した時点(落札者決定時)となります。(43頁(1)ごみ処理方式選定までの流れ) また、総事業費については、今後、事業者を選定する段階で、技術と価格などを総合的に評価することとしています。(53頁(5)ごみ処理方式の選定)	なし
市民として清掃工場は必要な施設とは認識しています。しかし、248億円は信じられない金額です。各種法令に準拠し、必要な機能を備え、安全で、できるだけ安く作っていただきたいです。 個々の項目を評価するのは、理解できますが、全体でどれが一番技術的に優れているのか、安全なのか、一番安いのか、コストパフォーマンスが最も優れているのか、このまとめ方では、理解できません。	1	総事業費については、今後、事業者を選定する段階で、技術と価格などを総合的に評価することとしています。(53頁(5)ごみ処理方式の選定)	なし
資源化は本当に必要なのでしょう。ネットで検索すると埼玉県内の多くの市町村の焼却灰を受け入れている民間の最終処分場が出てきます。少しでも安くなる方法を選択していただきたいです。	1	本組合では、ごみの減量化・資源化を推進し、適正で効率的な施設を目指すとともに、高効率発電や熱利用によるエネルギーや資源の有効活用に優れた施設を目指しますとしています。(3頁、施設整備に係る基本方針2) これに基づき、焼却灰、飛灰及び溶融スラグについて資源化することを評価したものです。	なし

		総事業費については、今後、事業者を選定する段階で、技術と価格などを総合的に評価することとしています。(53頁(5)ごみ処理方式の選定)	
焼却灰を溶融することが、本当に資源化なのでしょうか。焼却灰を溶融して金や希少金属などを回収し、人工骨材を製造する企業が、自治体からの要請に応じて設備規模を拡大しているとの報道を見たことがあります。立派な施設を作っても、水砕スラグは所詮、水砕スラグです。税金をできるだけ使わないようにしていただけないでしょうか。	1	最終的なごみ処理方式の決定については、事業者が決定した時点(落札者決定時)となります。(43頁(1)ごみ処理方式選定までの流れ)また、総事業費については、今後、事業者を選定する段階で、技術と価格などを総合的に評価することとしています。(53頁(5)ごみ処理方式の選定)	なし
連続稼働日数が90日以上であれば、条件を満たすので○は理解できませんが、166日や184日は◎と言えるのではないのでしょうか。客観的に見ても明らかに技術が優れているように感じます。	1	連続稼働日数については、各ごみ処理方式において、優劣を比較するものではなく、技術的に問題があるか否かを観点として評価したもので、国のごみ処理施設性能指針に基づく「一系列当たり90日以上連続して安定運転が可能であること。」の基準を満たす場合は(○)、満たさない場合は(×)として評価したものです。その結果として、3者とも(○)の評価としたものです。	なし
燃料・薬剤等の使用量について、84百万円/年と121百万円/年で、共に○の評価となっていますが、その差は20年間で7億4000万円にもなり大きな税負担になると思います。そのため84百万円/年は◎と評価すべきではないのでしょうか。	1	燃料・薬剤等の使用量の評価については、分散分析により評価することとし、平均値から標準偏差を差し引いた費用(61百万円/年)を基準として、未満の場合は(◎)、以上の場合は(○)で評価いたしました。その結果として、両者とも(○)の評価としたものです。	なし
副生成物の資源化先ルートについて、焼却方式(ストーカ式)は、県内でセメント会社との協定があり現実的と判断できますが、他の方式については、何ら具体的な資源化先ルートの説明がありません。○は適切ではないと感じます。 新聞記事で、東京都では溶融スラグの処分に困り最終処分場の地盤改良材(埋立)に使用した。溶融施設を休止した。環境省も溶融を推奨しない。焼却灰は都市鉱山。云々とあったように思います。高い費用(税金)	1	副生成物(溶融スラグ)資源化については、全国的に、事業者により溶融スラグを資源化している事例があることから、長期的に資源化が可能と判断して、○と評価いたしました。(50項、表7-8副生成物の資源化の評価結果) また、ごみ処理方式については、今後、事業者を選定する段階で、技術と価格を総合的に評価していきます。	なし

を掛けてまで溶融して、本当に県内で資源化先ルートが確保できるのでしょうか。明確なルートを明記し、それがコストに見合うルートなのかを検討した評価をお願いいたします。税金の無駄使いには賛成できません。			
第9章 余熱利用計画 9.1 エネルギー利用の基本方針について（2件）			
意見の概要	件数	組合の考え方	(案)の修正
「構成市民の福祉の増進を図ることを目的に余熱利用施設を整備します。」とありますが、貴組合がお考えになる福祉、福祉の増進とは、何を意味するのでしょうか。 ご教示いただければと思います。	1	構成市民の福祉の増進とは、構成市民が平等に受けることのできる安定したサービスの強化と考えています。	なし
市民の福祉の増進を図ることを目的に余熱利用施設を整備します。とありますが、福祉施設を作るということでしょうか。こどもから高齢者まで、健康な人からどうか歩ける程度までの人（重大な健康障害が無く、要介護状態でもなく、施設内で死亡することが無いであろうと思われる健康状態の人）までが利用できる健康増進施設を作るべきではないでしょうか。	1	余熱利用施設の施設規模、整備内容については、今後、構成市及び地元協議会などと協議する予定ですが、ご意見を参考にさせていただきます。	なし
第9章 余熱利用計画 9.2 余熱利用施設について（4件）			
意見の概要	件数	組合の考え方	(案)の修正
鴻巣市、北本市、行田市には民間の本格的なスポーツクラブが多数ありますが、どこも会員制で気軽に利用できません。普段、運動に縁が少ない社会人でも、体を動かして見たいと思うお手頃な料金(300～500円くらい)で利用できる施設を希望します。	1	余熱利用施設の施設規模、整備内容については、今後、構成市及び地元協議会などと協議する予定ですが、ご意見を参考にさせていただきます。	なし
1日500円程度で利用できるようにしていただきたいと思います。ただし、高齢者はできるだけ安くする。また、所得が低い高齢者は無料にする。などの配慮を要望します。	1	余熱利用施設の施設規模、整備内容については、今後、構成市及び地元協議会などと協議する予定ですが、ご意見を参考にさせていただきます。	なし

<p>構成市民の福祉の増進を図ることを目的に余熱利用施設を整備します。とありますが福祉の増進だけを目的とする施設は、時代遅れです。高齢化により、健康保険料率（平成 23 年 9.45%⇒平成 29 年 9.87%）や介護保険料（平成 12 年 2,644 円 ⇒ 平成 29 年 4,835 円）の値上げが続いています。また、介護人材の不足が社会問題になっています。高齢者が本当に動けなくなることを防ぐ必要があります。行政としても、寝たきりになってからの費用負担より、健康な高齢者を増やすための支出の方が、明らかに低コストで扶助費の増加抑制に寄与するはずです。普段、健康増進に縁遠い社会人（高齢者予備軍）が税込 500 円で気軽に体を動かせる健康増進施設を整備し、高齢者には税込 100 円～数百円程度の低料金で利用できるようにすべきです。その際の一般料金 500 円との差額は、鴻巣・北本・行田の各市が市民の利用人数に応じて負担する。などとしていただけないでしょうか。</p>	1	余熱利用施設の施設規模、整備内容については、今後、構成市及び地元協議会などと協議する予定ですが、ご意見を参考にさせていただきます。	なし
<p>近隣市町村が整備している施設と同様なレベルの施設を希望します。浴室、露天風呂、サウナ、温水プール（25mプール、子供プール）、スタジオ、トレーニングルーム、カラオケルーム、大広間、多目的会議室、和室、レストラン、グラウンドゴルフ場、無料送迎バス、駐車場等、及び各種講座や運動プログラム、イベントの開催など。利用料金は 500 円程度を希望します。毎日利用する人には高いと感じますが、スポーツクラブで高い会費を払っても月に数回程度しか行けないと思っている人には安く感じる価格です。この程度の金額なら民間施設との共存ができるのではないのでしょうか。また、高齢者は比較的安い料金で使用できるよう配慮をお願いいたします。</p>	1	余熱利用施設の施設規模、整備内容については、今後、構成市及び地元協議会などと協議する予定ですが、ご意見を参考にさせていただきます。	なし

第13章 管理・運営計画 13.1 概算事業費及び財源内訳 (2) 財源内訳 (2件)			
意見の概要	件数	組合の考え方	(案)の修正
財源として、事業費や対策債、交付金、一般財源等の明記がありますが、仮に全体金額を248億円とした場合、市として20年間でいくら負担し、市民一人当たり年間いくら負担することになるのでしょうか。すごく気になる内容ですので教えていただければと思います。	1	概算事業費については、プラントメーカーの調査結果をもとにした現段階の見積額であるため、実際の予定価格や受注価格は今後の社会・経済情勢や施設の詳細仕様、運営方法等により変わります。そのため、誤解を招く恐れがあることから、市民一人当たりの負担額などをお示しすることはできません。公表できる時点で組合のホームページ等を通じてお知らせいたします。	なし
財源内訳として、各施設の事業費の%が提示されていますが、余熱利用施設の明記がありません。余熱利用施設についても国や県の補助金や交付金等をできるだけ活用して3市の負担を低減しつつも充実した施設の整備を図ることが可能かと思われます。 参考として、さいたま市に、市の高齢者福祉課が所管する健康福祉センター西楽園という大変人気で年間22万人以上の方が利用する施設があります。こどもから高齢者まで利用でき、浴室、露天風呂、温水プール(25mプール、幼児用プール、採暖室)、グラウンドゴルフ場、トレーニングマシン、カラオケ、大広間、多目的会議室、和室、無料送迎バス、大きな駐車場などがあり各種レクリエーション、講座等での健康増進、教養向上、ふれあいや交流が図れる施設です。 また、さいたま市は老人福祉センター東楽園(余熱利用施設)の老朽化に伴い、老人福祉センター(※)に、全年代が利用できる温水プール等を付加した施設、「新東楽園」として再整備するようです。(計画敷地面積約15,600㎡、計画床面積4,000㎡～4,890㎡) ※老人福祉センターとは、老人福祉法第5条の3に掲げられている老人	1	余熱利用施設の整備にあたっては、ご意見を参考にさせていただき、経費削減につながる適正な財源の確保に努めます。	なし

<p>福祉施設のひとつです。老人福祉法の目的は、「老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ること」(老人福祉法第1条)です。また、老人福祉センターの目的は、「無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与すること」(老人福祉法第20条の7)とされています。</p>			
<p>第14章 施設整備スケジュール (1件)</p>			
意見の概要	件数	組合の考え方	(案)の修正
<p>余熱利用施設の先行整備・開業は可能でしょうか。</p>	1	<p>余熱利用施設については、熱回収施設で発生する熱エネルギーを最大限発電することを前提とした上で、余った熱エネルギーを有効利用するための施設としています。(80項、9.1エネルギー利用の基本方針)そのため、余熱利用施設を熱回収施設より先行して整備・開業することは想定していません。</p>	なし
<p>その他 (7件)</p>			
意見の概要	件数	組合の考え方	(案)の修正
<p>ごみを減量するために3R(リデュース・リユース・リサイクル)の具体策を立てるべきです。安易にゴミは燃やせばよいという考えに立つのではなく、生ごみなどの飼料化、堆肥化などによって、大幅に減らした自治体から学ぶべきです。ごみの減量化によりごみ処理費を大幅に削減することこそ最重点課題とすべきです。</p>	1	<p>ご意見を参考にさせていただき、今後も引き続き、より一層のごみの減量・資源化を目指し、構成市とともに取り組んでまいります。</p>	なし
<p>用地取得費、施設建設費、管理運営費の総予算を市民に速やかに公表してください。鴻巣行田北本環境資源組合「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)」によれば、施設整備費に249億円、運営・維持管理費に20年間で132億円と見積もっていますが、「実際の予定価格や受注価格とは異なります。」という但し書きがあります。また、用地取得費、洪水対</p>	1	<p>概算事業費については、プラントメーカーの調査結果をもとにした現段階の見積額であるため、実際の予定価格や受注価格は今後の社会・経済情勢や施設の詳細仕様、運営方法等により変わります。</p> <p>各々の事業費については、今後の整備スケジュールに合わ</p>	なし

<p>策費も含まれていません。総予算額を明確にせずに、このような大型公共事業を進めることは、納税者としての市民を軽視することであり、許されることではありません。</p>		<p>せ、公表できる時点で組合のホームページ等を通じてお知らせいたします。</p>	
<p>予算を削減し、コンパクトな施設を目指すべきです。ごみ処理施設に過大な予算をつぎ込めば、市は莫大な負債を抱え込むことになり、将来市民への教育・福祉予算が削られる可能性があります。また、灰溶融炉は、大量の電気を使用し、市にとって財政的な負担になるのでやめるべきです。</p>	1	<p>施設の整備にあたっては、ご意見を参考にさせていただき、経費削減につながる手立てを模索いたします。</p> <p>また、ごみ処理方式については、今後、事業者を選定する段階で、技術と価格などを総合的に評価していきます。</p>	なし
<p>ごみ処理施設等を改修することで、利用施設の延命化をはかり、建て替え費用を節約する方法も検討する必要があります。</p>	1	<p>既存の小針クリーンセンターでは、既に延命化事業を実施しています。築後 32 年を経過しており、施設の老朽化により、維持管理費用が嵩むことから、施設整備スケジュールに合わせて、事務を進めてまいります。</p>	なし
<p>安養寺地区、郷地地区の洪水対策がしっかり取られない現状では、当地区へのゴミ処理施設建設に反対します。もし、鴻巣行田北本環境資源組合に現在しっかりとした洪水対策があるなら、市民に公表して理解を得るべきです。そもそも何故、洪水の危険性のある所を建設予定地に選定したのですか。もし洪水対策をしたとしても、建設費が増大する可能性があります。</p>	1	<p>新ごみ処理施設の整備にあたっては、建設候補地をかさ上げしての造成、及び雨水の流出量を抑制する調整池の設置（95 頁、(2)集排水計画）、並びにプラットホームを 2 階に設置することや地下及び 1 階には重要機器類は設置しないなどの必要な浸水対策を行うことを基本としています。（95 頁、(3)防災計画②浸水対策）また、関係機関と協議の上、周辺の水路改修を進めてまいります。</p> <p>建設候補地については、これまでもご説明してまいりましたが、平成 26 年度に、必要とされる面積の確保や現況の土地利用、利便性、環境への影響（災害の影響を含む。）、法的制約、経済性などの 6 つの基本的条件から評価を行い、選定したものです。</p>	なし

	<p>ダイオキシンなどの有害物質の排出については既存の施設を調査し、安全が確認されてから建設してください。さらに、その他の化学物質が排出される可能性もあります。これらも、安全性についても詳しく調査する必要があります。また、建設後、ダイオキシン、その他の化学物質に関しては排出状況がどのようになっているかを、頻繁に検査し、検査結果を公表してください。化学物質過敏症の子どもたちを生み出さないよう極力、安全性に配慮すべきです。</p>	1	<p>既存施設においては、公害防止基準値を遵守し、各種調査を実施し測定結果を公表しています。</p> <p>新ごみ処理施設の整備にあたっては、公害防止基準値を設定（68頁～73頁）し、高度な排ガス処理を行う他、必要な対策を講じています。また、建設後の排ガス等の検査結果については、随時公表いたします。</p>	なし
	<p>ごみ処理施設問題について市民を対象とした説明会と意見交換会を開き、市民の同意を得て新たなるゴミ処理施設を建設するようにすべきです。</p>	1	<p>今後も引き続き、組合ホームページや構成市の市報などを通じて構成市の市民の皆様に情報提供を行っていくほか、必要に応じて説明会を開催してまいります。</p>	なし